

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成16年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の規定の適用を受けるアルコールを除き、薄めて又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの及び粉末状のものを含む。）で原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

2 酒税の税率等

種 類	品 目	基準アルコール分等	旧基準税額（1kl当たり） ～平成15年4月30日	基準税額（1kl当たり） 平成15年5月1日～
清 酒		15度	140,500円	140,500円
合 成 清 酒		15度	79,300円	94,600円
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25度	248,100円	248,100円
	しょうちゅう乙類			
み り ん		13.5度	21,600円	21,600円
ビ ー ル			222,000円	222,000円
果 実 酒 類	果実酒		56,500円	70,472円
	甘味果実酒	12度	98,600円	103,722円
ウイスキー類	ウイスキー	40度	409,000円	409,000円
	ブランデー			
スピリッツ類	スピリッツ	37度	367,188円	367,188円
	原料用アルコール			
リキュール類		12度	119,088円	119,088円
雑 酒	発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円	222,000円
		麦芽25%以上50%未満のもの	152,700円	178,125円
		麦芽25%未満のもの	105,000円	134,250円
	粉末酒		320,500円	320,500円
	その他の雑酒	みりんに類似するもの 13.5度	21,600円	21,600円
		その他のもの 12度	98,600円	103,722円

※合成清酒、みりん、その他の雑酒のうち、租税特別措置法第87条の3適用分は除く。

8 酒 税

3 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目									調 査 方 法
		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売（消費） 数 量	手 持 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数	製 造 者 数	販 売 業 者 数	
8－1 酒税関係総括表											全 数 調 査
酒税関係総括表		○	○	○	○		○	○			
8－2 課税状況											
(1) 課税状況	種 類 別	○	○								
(2) 課税状況の累年比較	〃	○	○								
(3) 県別課税状況	〃	○	○								
8－3 製成数量											
(1) 製成数量及び手持高	種 類 別				○	○					
(2) 製成数量の累年比較	〃				○						
8－4 販売（消費）数量											
(1) 酒類販売（消費）数量	種 類 別				○						
(2) 販売（消費）数量の累年比較	〃				○						
(3) 税務署別販売（消費）数量	〃				○						
8－5 免許場数											
(1) 製造免許場数	種 類 別						○		○		
(2) みなし製造場数	〃						○				
(3) 販売業免許場数	卸 ・ 小 売 別							○		○	
(4) 税務署別免許場数	卸 ・ 小売別、種類別						○	○		○	